

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく計画で、高齢者施策の目標及び方向性を定め、高齢者福祉事業に関する計画の方策などを定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく計画で、介護サービス・介護予防サービスの種類ごとの各年度の必要量を見込むとともに、サービスの基盤整備なども定め、計画期間の介護保険事業費などを見込み、同期間の第 1 号被保険者の介護保険料を算定するものです。



© むさしのフロントあさか

これまでの取組

本市では、これまで、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）と団塊ジュニア世代すべてが 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してきました。

どんな取組をしてきたのかな



～ 第 8 期計画で目指してきた 3 つの施策目標 ～

施策目標 健康づくりと介護予防・生活支援の充実

- ・生きがいづくり・社会参加の促進
- ・健康づくりの推進
- ・フレイル予防と一般介護予防の一体的推進

など

施策目標 安心して暮らすことができる体制の整備

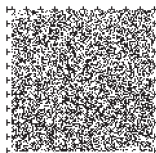
- ・地域社会からの孤立防止
- ・認知症施策の強化・推進
- ・自立支援及び重度化防止に向けた取組の推進
- ・高齢者の権利擁護の推進
- ・災害や感染症対策の推進
- ・地域生活支援の推進
- ・地域包括支援センターの機能強化

など

施策目標 介護保険制度の安定的な運営

- ・適正な介護サービス提供の維持・確保
- ・介護保険事業の適切な運営

など



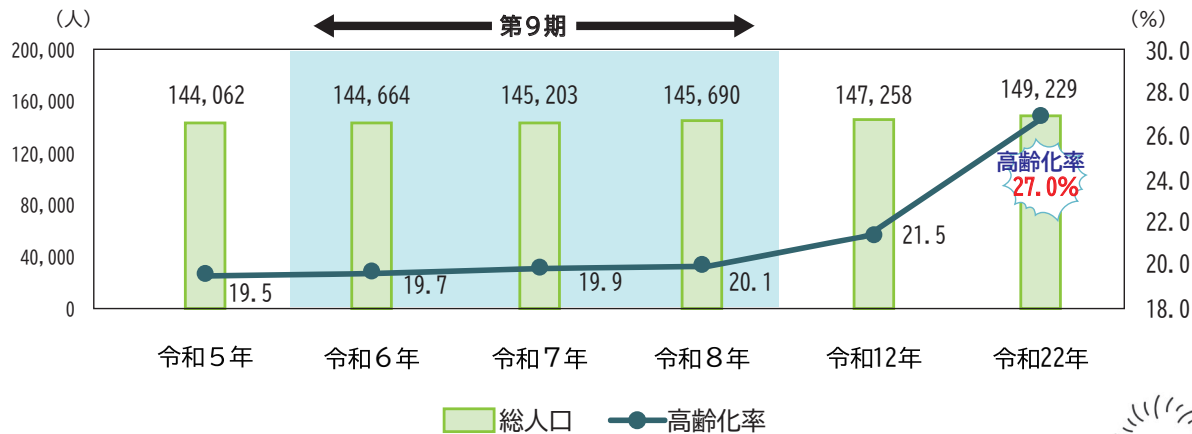
第 9 期計画では.....

地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現に向けた各種取組をさらに深化させるとともに、**高齢化の進展に伴う多様な介護ニーズに対応した高齢者福祉施策の取組を推進**していくことが必要となります。

朝霞市の現況と将来推計

本市の総人口と高齢化率の推計

令和22年(2040年)にかけて、本市の総人口は微増しますが、高齢化率は大きく上昇します。
 令和8年(2026年)には高齢化率が20%を超え、5人に1人が65歳以上となることが予測されています。



総人口はあまり変わらないのに、高齢化率は27.0%まで上がるんだね

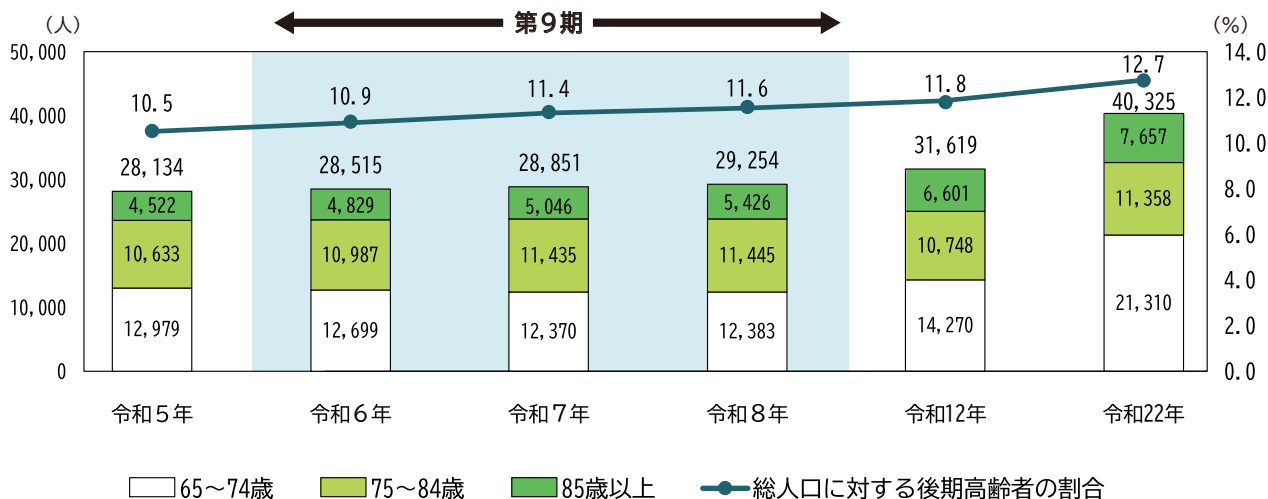


出典：令和5年(2023年)は住民基本台帳(外国人含む)、令和6年(2024年)以降はコーホート変化率法による推計値(各年1月1日現在)

高齢者人口の推計

本市の総人口に対する後期高齢者(75歳以上の高齢者)の割合は、令和5年(2023年)から令和22年(2040年)にかけて、2.2ポイント増加することが予測されています。

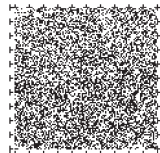
また、本市では、高齢者人口の増加と総人口に対する後期高齢者割合の上昇が続き、令和22年(2040年)には本市の総人口に対する後期高齢者割合が12.7%となることが予測されています。



出典：令和5年(2023年)は住民基本台帳(外国人含む)、令和6年(2024年)以降はコーホート変化率法による推計値(各年1月1日現在)

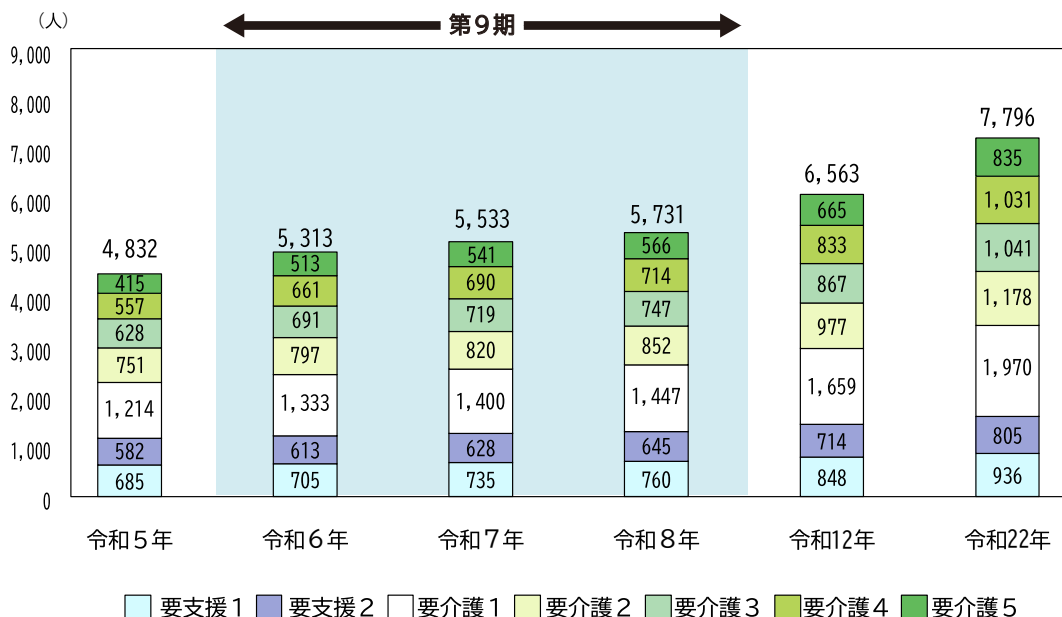


令和22年(2040年)にかけて、高齢者の数が大きく増えるんだね



要介護認定者数（第1号被保険者数）の推計

本市の第1号被保険者における要介護認定者数は、第9期計画の期間にあたる令和6年（2024年）から令和8年（2026年）にかけて、418人増加することが予測されています。

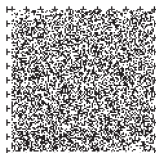
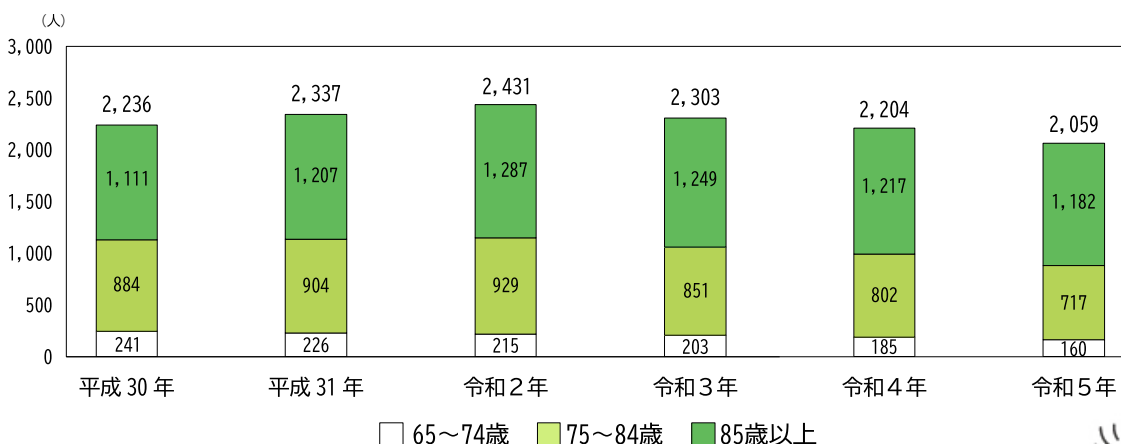


出典：令和5年（2023年）は「介護保険事業状況報告」月報（各年3月）、令和6年（2024年）以降は厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

認知症高齢者数の状況

本市では、要介護認定者数が増加傾向にある一方で、令和2年（2020年）以降、認知症高齢者数は減少し、要介護認定者数に占める認知症高齢者の割合も低くなっています。しかしながら、要介護認定の申請をされていない方の中にも認知症状を有する高齢者が存在するため、実際の認知症高齢者数はさらに多くなるものと考えられます。

「認知症高齢者」とは、要介護認定において、「認知症があり、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」と定義される認知症高齢者の日常生活自立度 a 以上の判定が出された高齢者のことです。（各年3月31日時点）



介護が必要な人はますます増えてくるんだ。
人生100年時代を生きていくためには、何を大切にしていけばいいんだろう



基本理念・基本目標

今後、さらに高齢化の進展が予測されていることから、様々な変化に対応していくことが必要となります。このような状況を踏まえながら、本計画では、これまでの理念や目標を継承しつつ、**元気な高齢者を増やすまちと、地域ぐるみで高齢者を支えるまち**を目指し、以下の基本理念と基本目標を設定します。

基本理念

互いに支え合い いつまでも 自分らしく 笑顔で暮らせるまち 朝霞



基本目標

地域包括ケアシステムの深化・推進 地域共生社会の実現

重点課題

元気高齢者を増やす

重点課題 1

一般介護予防事業の強化

健康で元気な高齢者を増やし、活気のあるまちをつくるために、必要な感染症対策を講じながら一般介護予防事業の各事業を実施し、多くの高齢者に参加していただくことを目的に「一般介護予防事業の強化」を重点課題と設定し、関連する各取組の拡充を図ります。

元気高齢者を増やす

重点課題 2

高齢者の社会参加の促進

定年退職などにより、現在、社会に参加していない高齢者が再び社会や人とのかわり合いを持ち、**いつまでも自分らしく健康で元気に過ごせるよう**、様々な交流場所や地域活動を充実することとし、「高齢者の社会参加の促進」を重点課題と設定します。

高齢者を支える

重点課題 3

在宅サービス基盤の充実

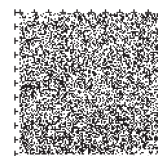
介護を必要とする高齢者が、自宅で安心して本人が望む生活を支え続けられるよう、市民のニーズを踏まえながら、将来推計に応じた必要な在宅サービスを適切に整備することとし、「在宅サービス基盤の充実」を重点課題と設定します。

高齢者を支える

重点課題 4

重層的支援体制の整備

8050 問題やダブルケアなど、ひとつの世帯で複数の課題を抱えていたり、そもそも世帯全体が孤立化してしまっているケースなど、**複雑化・複合化した課題の解決を支援するため**には、既存の支援機関などの機能や専門性を活かしつつ、相互の連携を強めるとともに、地域にも協力いただき、「高齢」「生活困窮」「子ども」「障害」といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の課題に対応できるような包括的（重層的）な支援体制を円滑に構築し、実践できるような仕組みが必要であるため、「重層的支援体制の整備」を重点課題と設定します。



4つの施策目標

施策目標 介護予防・健康づくりの推進

高齢者がいつまでも幸せに暮らし続けるためには、健康であり続けることが重要な要素となります。ICTなどを用いた新たな取組も含め、様々な機会を通じて高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むことで、元気高齢者を増やす地域社会の実現を目指していきます。



1. 介護予防の推進

フレイルを予防するためには、適切な「運動」と栄養バランスの取れた「食生活」などが重要であるため、介護予防の各種取組に、それらの視点を踏まえて事業を継続することで、健康寿命の延伸を図り、元気高齢者の増加を目指します。



フレイルとは...加齢に伴い筋力や意欲など心身の働きが弱くなり、健康と要介護の中間の状態になることです。

2. 健康づくりの推進

各種保健事業や健康相談、健康教育事業を実施するほか、健康あさか普及員による幅広い年代層への健康増進の普及啓発に取り組むなど、地域でのつながりや高齢者の支援、生きがいがいづくりにつなげていきます。



施策目標 見守り・生きがいがづくりの推進



地域の様々な活動団体・民間事業者・市民と連携しながら、これまで築いてきた見守りネットワークをさらに充実するとともに、地域活動をはじめとした高齢者の交流機会や社会参加の場を創出し、高齢者が生き生きと暮らし続けられる地域社会の実現を目指していきます。

1. 地域での見守り体制の充実

地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、見守りのネットワークを構築し、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組みます。また、市独自の各種見守りに関するサービスを周知し、必要な方に見守りが行えるように努めます。

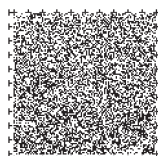
2. 生きがいがづくり・社会参加の推進

身近な地域で生きがいがづくりに取り組めるよう、活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、生活支援の担い手として活躍できる社会参加の基盤整備を進めます。また、自らの経験や能力を生かし、文化・スポーツ活動や生きがいがづくり活動を行うことができるよう、誰もが気軽に利用できる居場所づくりを進めます。

地域みんなで高齢者の生活を支えていくんだね



基本
地域包括ケ
の深化
地域共生



施策目標 本人と家族を支えるサービスの充実

高齢者を取り巻く本市の現状と、社会的背景を踏まえた将来の介護ニーズを見据えたうえで、計画的な介護サービス基盤の整備を進めていくことで、介護が必要な状態となっても、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していきます。



1. 介護保険サービスの提供

介護を必要とする方が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス基盤の維持・確保に努めます。

2. 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進します。また、在宅医療と介護・障害の連携体制の整備に努めるとともに、介護者に対する支援の充実を図ります。



3. 認知症施策の推進

認知症への理解を深めるための普及啓発活動、認知症の予防、重度化防止に向けた取組のほか、適切な支援に向けた取組などを推進します。また、認知症の疑いがある高齢者などを早期に発見し、適切な支援につなげる体制を拡充し、若年性認知症や高次脳機能障害についても啓発活動や支援に努めます。

4. 高齢者の権利擁護の推進

相談体制の強化と成年後見制度利用に向けた支援や虐待の早期発見と適切な対応に向けた知識の普及啓発などを推進します。

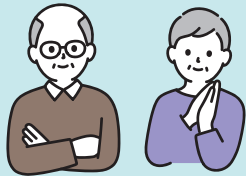
5. 安定した住まい確保の推進

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、安定した住まい確保に向けた支援を行います。また、生活面に困難を抱える高齢者へ住まいと生活の一体的支援を推進します。



大目標
ケアシステム
の推進
社会の実現

施策目標 高齢者支援体制の充実



高齢者をはじめ様々な問題を抱える個人や家族に対しても迅速かつ適切な支援が届けられるよう、関係部署や機関が連携し、重層的かつ包括的な支援体制を整備し、みんなで支え合いながら、いつまでも幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指していきます。

1. 地域包括支援センター機能の強化

重層的な支援体制を整備するなど、地域包括支援センターの機能強化を図ります。



2. 地域生活支援体制の整備

支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となって地域づくりを進めていきます。



3. 介護保険制度の適切な運営

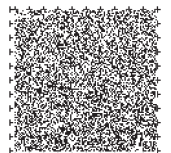
介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、質・量ともに適正なサービス提供の維持・確保に努めます。また、人材確保や現場における業務の効率化などの支援を推進することで、介護保険事業の適切な運営を図ります。

4. 災害時支援体制の整備

地域の関係機関との連携を強化し、防災体制の支援の充実を図ります。災害による被害を未然に防ぐための取組や、近年、多発化している災害に備え、非常時に向けた対策を推進します。

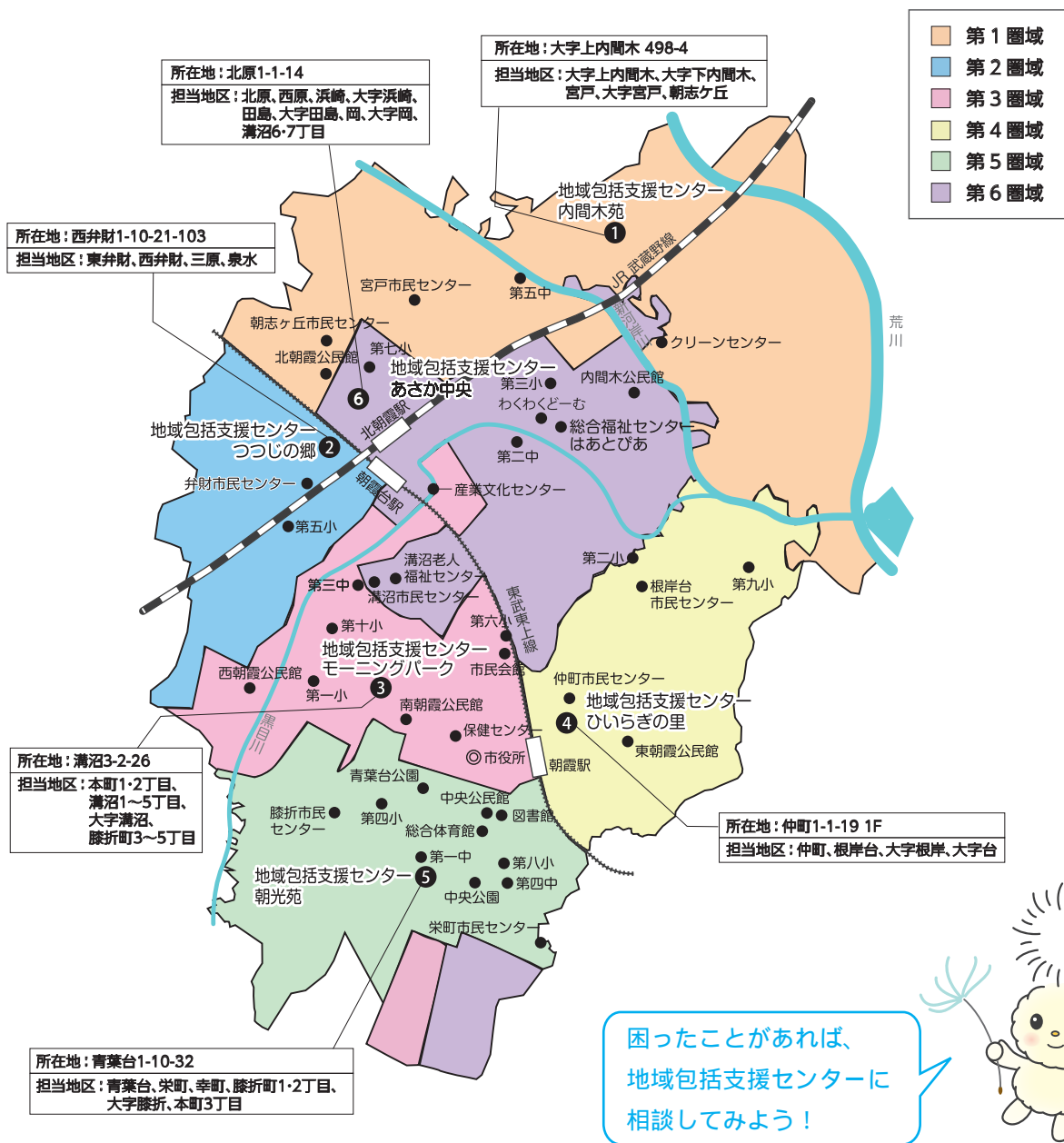


地域包括支援センターとは...地域内の高齢者に対する総合相談、権利擁護、支援体制づくり、介護予防に必要な援助などを行う公的機関です。



日常生活圏域

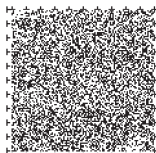
本市では、高齢者が住み慣れた地域で必要に応じた福祉サービスを、迅速かつ適正に受けられるように、日常生活圏域を6つに分け、地域包括支援センターを設置しています。



第1号被保険者の介護保険料

令和6年度(2023年度)から3年間の朝霞市の介護サービス費用がまかなえるように、以下のとおり「基準額」を算定します。 介護保険料は、「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、18段階に分かれます。

市に必要な 介護サービスの 総費用	×	65歳以上の方の 負担分 23%	÷	市に住む 65歳以上の方の 人数	=	朝霞市の介護保険料基準額 年額 78,600円 月額 6,550円
-------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	---



第9期 朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(概要版)

発行: 令和6年(2024年)3月 企画・編集: 朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町1-1-1 TEL:(048)463-1111(代表)